

第2章 移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進

1 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

生活関連施設の定義：(バリアフリー法第2条第23号イ)

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を“相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である”としています。

マスタープラン及び基本構想では、旧基本構想の生活関連施設を基本とし、設定範囲を移動等円滑化促進地区に拡大するとともに、以下に示すとおり設定方針を見直しました。

表 2.1 生活関連施設の設定方針

生活関連施設の設定方針	移動等円滑化促進地区			
	重点整備地区			
	国領駅周辺地区 調布駅・布田駅・ 周辺地区	飛田給駅周辺地区	京王多摩川駅 周辺地区	
①旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	○	○	—	—
②旧基本構想における生活関連施設に相当する施設	○	○	○	○
③協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設	○	○	○	○
④生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局、金融機関、公園等	○	○	○	—

特定事業として具体の事業を推進

方針を示す

高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設であることを前提とし、次ページに示す抽出条件に基づき、市民の利用が多く見られる民間施設や、バリアフリー化により生活利便性が高まる小規模郵便局や金融機関、公園等を新たに生活関連施設に設定します。

表 2.2 生活関連施設の抽出条件

分類		移動等円滑化促進地区		設定方針			
		重点整備地区		①	②	③	④
旅客施設		鉄道駅・バスターミナル	同左	●	●		
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎・出張所等	同左	●	●		
	公民館・集会所	地域福祉センター・公民館・青少年交流館・市民プラザあくろす・ふれあいの家	同左	●	●	●	
	保健・福祉施設	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター・ちょうふだぞう・すまいる分室・知的障害者援護施設なごみ・すまいる・そよかぜ・デイセンターまなびや・こころの健康支援センター・健康活動ひろば・子ども発達センター・子ども家庭支援センター・ちょうふの里・あさひ苑・老人憩いの家・シルバー人材センター	同左	●	●		
	文化・体育施設	文化会館・ホール・劇場・図書館・映画館・博物館・美術館・体育館・野球場・スタジアム・プール・競輪場	同左	●	●		
	その他公共施設	警察署	同左		●		
	医療施設	病院(100床以上)	同左	●	●		
	宿泊施設	旅館業法の届出対象施設のうち客室数が50室以上のホテル・旅館	同左		●		
		旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	同左	●			
	商業施設	大規模小売店舗立地法の届出対象施設(店舗面積1,000㎡以上)	同左	●	●		
	金融機関	生活関連経路沿いに立地する銀行・信用金庫	—				●
	郵便局	調布郵便局	—	●			
生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局		—				●	
その他	旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	同左	●				
公園	都市公園(都市計画公園)	近隣公園・広域公園・総合公園・特殊公園	同左		●		
	その他公園	生活関連経路沿いに立地する上記以外の都市公園・仲よし広場	—				●
路外駐車場		駐車場法の届出対象施設のうち特定路外駐車場(駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場)	同左		●		

表 2.3 調布駅・布田駅・国領駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類	施設名称	種別※	
旅客施設	京王線調布駅	◎	
	京王線布田駅	◎	
	京王線国領駅	◎	
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎	◎
		教育会館	◎
	公民館・集会所	市民プラザあくろす	◎
		下布田ふれあいの家	◎新
		布田駅南ふれあいの家	◎新
		国領第二ふれあいの家	◎新
		国領駅北ふれあいの家	◎新
	国領ふれあいの家	◎新	
	保健・福祉施設	総合福祉センター	◎
		子ども家庭支援センターすこやか	◎
		保健センター	◎
		ちょうふだぞう・すまいる分室	◎新
		地域包括支援センターゆうあい	◎新
	文化・体育施設	文化会館たづくり	◎
		グリーンホール	◎
		中央図書館	◎
		図書館国領分館	◎新
		トリエ京王調布 C 館	◎新
	その他公共施設	調布警察署	◎新
	医療施設	調布東山病院	◎
		多摩川病院	◎新
	宿泊施設	調布クレストンホテル	◎
		アーバンホテル ツインズ調布	◎新
		東横INN調布京王線布田駅	◎新
	商業施設	西友調布店	◎
		調布パルコ	◎
		イトーヨーカドー国領店	◎
		調布とうきゅう	◎
		ロイヤルプラザ	◎
		マルエツ国領店	◎
		西友国領店	◎
		トリエ京王調布 A 館	◎新
		トリエ京王調布 B 館	◎新
オーケー調布店		◎新	
金融機関	三菱UFJ銀行調布支店・調布南支店	◎新	
	みずほ銀行調布支店	◎新	
	三井住友銀行調布駅前支店	◎新	
	三井住友銀行国領支店	◎新	
	横浜銀行調布支店	◎新	
	りそな銀行調布支店	◎新	
	山梨中央銀行調布支店	◎新	
	多摩信用金庫調布支店	◎新	
	多摩信用金庫調布北口支店	◎新	
	東京三協信用金庫調布支店	◎新	
	JAマイズ調布支店	◎新	
郵便局	調布郵便局	◎	
	調布市役所前郵便局	◎新	
	調布国領五郵便局	◎新	
	国領駅前郵便局	◎新	

分類		施設名称	種別※
建築物	その他	コクティ（複合施設共用部）	◎
		ココスクエア（複合施設共用部）	◎
公園	その他公園	上布田公園	◎新
		（仮称）鉄道敷地公園（相模原線）	◎新
		こくきた公園	◎新
		国領町1丁目公園	◎新
		国領町3丁目第2公園	◎新
		くすのき第1児童遊園	◎新
		くすのき第3児童遊園	◎新
路外駐車場		IYリアルエステート国領駐車場	◎新
		トリエ平面駐車場	◎新

※種別：◎ 旧基本構想における生活関連施設であり、引き続き設定する施設
◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

表 2.4 飛田給駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線飛田給駅	◎
建築物	公民館・集会所	西部地域福祉センター	◎準
		飛田給ふれあいの家	◎準
		西部ふれあいの家	◎準
		西部公民館	◎
		青少年交流館	◎準
		デイセンターまなびや	◎
	保健・福祉施設	ちょうふの里	◎
		あさひ苑	◎
		子ども発達センター	◎
		知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる	◎
		調布福祉園	◎
		障害者支援施設みずき	◎
	文化・体育施設	味の素スタジアム※（東京スタジアム）	◎
		武蔵野の森総合スポーツプラザ	◎新
	宿泊施設	調布アーバンホテル	◎準
	商業施設	スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	◎新

※種別：◎ 旧基本構想における生活関連施設であり、引き続き設定する施設
◎準 旧基本構想の準生活関連施設から、生活関連施設にする施設
◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

表 2.5 京王多摩川駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王相模原線京王多摩川駅	◎新
建築物	公民館・集会所	下石原地域福祉センター	◎新
		小島町ふれあいの家	◎新
		こころの健康支援センター・健康活動ひろば	◎新
	保健・福祉施設	シルバー人材センター	◎新
		京王閣競輪場	◎新
	文化・体育施設	郷土博物館	◎新
		金融機関	昭和信用金庫多摩川支店
	郵便局	調布小島郵便局	◎新
公園		京王多摩川さくら広場	◎新
路外駐車場		リパーク京王閣	◎新

※種別：◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

表 2.6 仙川駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線仙川駅	—
		仙川折返場	—
建築物	公民館・集会所	東部公民館	—
	文化・体育施設	せんがわ劇場	—
	商業施設	クイーンズ伊勢丹 仙川店	—
		京王ストア仙川駅ビル店	—
		いなげや調布仙川店	—
		島忠ホームズ仙川店	—
	西友仙川店	—	
公園	都市公園 (都市計画公園)	実篤公園	—
路外駐車場		NPC24H 調布緑ヶ丘パーキング	—

※種別：— 重点整備地区外の生活関連施設

表 2.7 つつじヶ丘駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線つつじヶ丘駅	—
建築物	市役所本庁舎・出張所等	神代出張所	—
	保健・福祉施設	地域包括支援センターつつじヶ丘	—
	文化・体育施設	武者小路実篤記念館	—
	医療施設	東京さつきホスピタル	—

※種別：— 重点整備地区外の生活関連施設

表 2.8 柴崎駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線柴崎駅	—
建築物	公民館・集会所	菊野台地域福祉センター	—
	保健・福祉施設	地域包括支援センター至誠しばさき	—
	商業施設	キテラタウン調布	—

※種別：— 重点整備地区外の生活関連施設

表 2.9 西調布駅周辺 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線西調布駅	—
建築物	文化・体育施設	西調布体育館	—
	商業施設	キッチンコート西調布店	—

※種別：— 重点整備地区外の生活関連施設

参考までに、旧基本構想における生活関連施設の設定方針を以下に示します。

- ①調布市交通バリアフリー基本構想における特定旅客施設及び対象目的施設※¹
- ②調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設に相当する施設
- ③その他、協議会や市民意見等で位置づけが必要とされた施設

※¹対象目的施設：調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設の設定方針は以下のとおりです。

- ア アンケート結果から「よく利用する」、「時々利用する」との回答が多い施設（「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が全回答者の概ね30%以上を占める施設）
- イ ベビーカー使用者等の特定の利用者層が多い施設
- ウ 上記ア、イと同じ施設内、又は、駅からそこまでに至る経路の途中及び経路の延長線上にある施設で公共性、公益性の高い施設

(2) 生活関連経路の設定

生活関連経路の定義：(バリアフリー法第2条23 ロ)

生活関連施設相互間の経路をいう。

生活関連施設相互間を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく「生活関連経路」に設定します。

マスタープラン及び基本構想では、生活関連施設間を結ぶ経路を中心に、旧基本構想の生活関連経路等を踏襲しつつ、以下の設定方針に基づき設定します。なお、歩行者通行量や沿道施設の利用状況を踏まえ、利用頻度の高い経路を優先的に設定するとともに、移動等円滑化促進地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮します。

また、移動等円滑化促進地区内の生活関連経路については、バリアフリー方針を示し、重点整備地区内については、基準適合を目指した段階的な事業の位置づけを行います。

表 2.10 生活関連経路の設定方針

生活関連経路の設定方針	移動等円滑化促進地区			
	重点整備地区			
	調布駅・布田駅・ 国領駅周辺地区	飛田給駅周辺地区	京王多摩川駅 周辺地区	仙川駅周辺 つじヶ丘駅周辺 柴崎駅周辺 西調布駅周辺
①生活関連施設相互間の経路	○	○	○	○
②旧基本構想の重点整備地区における生活関連経路・準生活関連経路※・ネットワーク経路※	○	○	—	—
③旧基本構想の促進地区におけるバリアフリー経路※	—	—	—	○
④エリア内・エリア間の歩行者ネットワークを形成する経路	○	○	○	○
⑤上位関連計画※ ¹ において優先整備路線等に指定されている経路	○	○	○	○

特定事業として具体の事業を推進

方針を示す

※¹東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画),東京都道路バリアフリー推進計画,調布市道路網計画,調布市自転車ネットワーク計画,東京2020大会に向けた道路のバリアフリー化の取組み(重点整備区間),国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路※

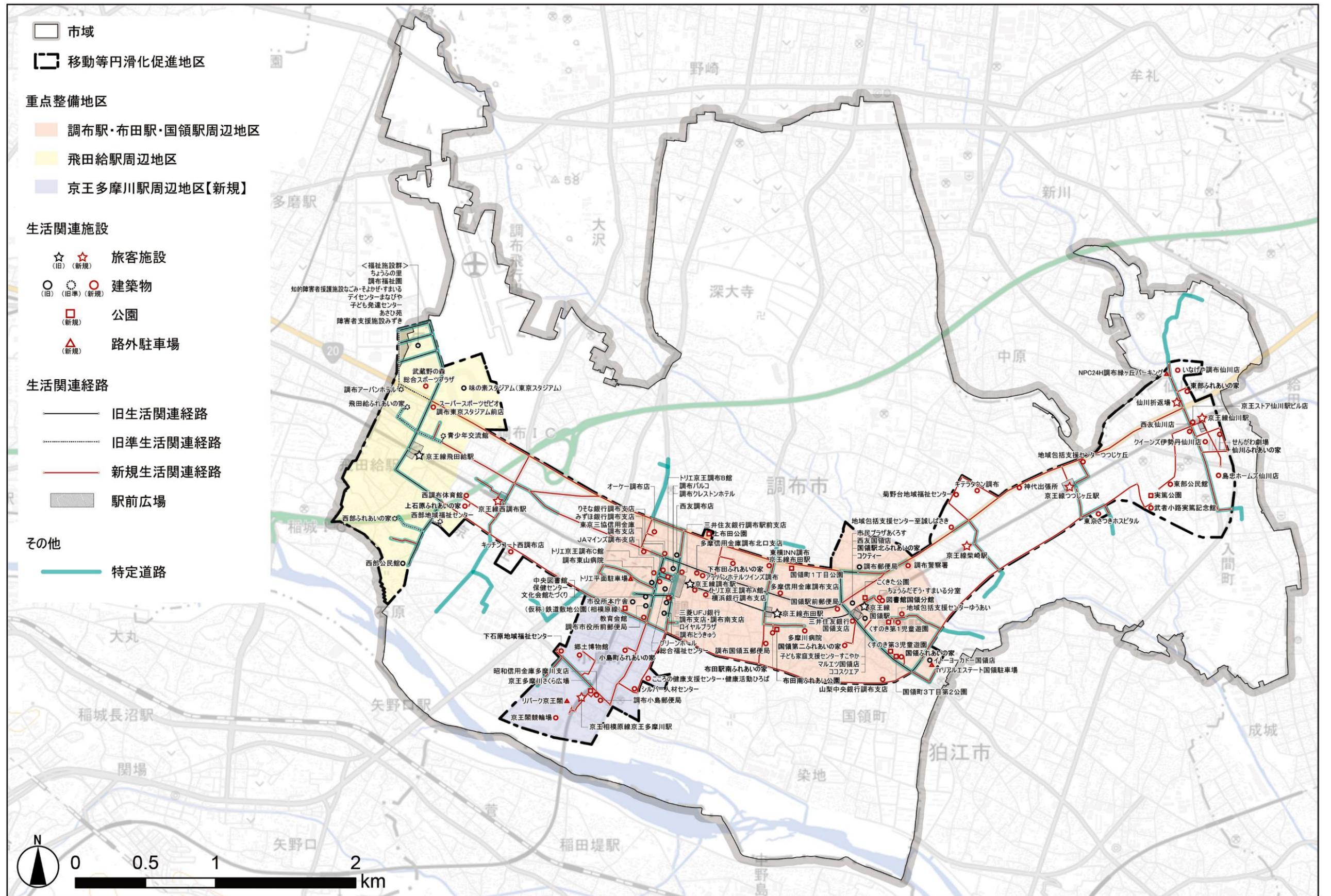


図 2.1 移動等円滑化促進地区図

2 バリアフリー方針

移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン及び基本構想では、バリアフリー化に関する主な基準等や、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

バリアフリー方針については、関係事業者に周知及び理解、協力を求め、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう相互理解を図りながら推進していきます。

また、重点整備地区内の施設設置管理者等には、バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項に基づき、特定事業等の位置づけを依頼していきます。各重点整備地区の区域及び特定事業等の内容は、別に定める基本構想で示します。



図 2.2 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の進め方

(1) バリアフリー化に関する主な基準等

移動等円滑化促進地区のバリアフリー整備に当たっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備の推進が基本になります。

表 2.11 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管等/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準(公共交通移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準(道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準)	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準(路外駐車場移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和3年3月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
条例等	公共交通・道路・公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	東京都 平成31年3月
		調布市福祉のまちづくり条例	調布市 令和元年9月改正
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
		調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例	調布市 平成25年4月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
		調布市都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例	調布市 平成25年4月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)	東京都 令和3年3月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都 令和元年6月改正
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月

(2) バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項

多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けて、まちあるき点検やアンケート調査等を実施し、市民意見を収集しました。

その中から、特に意見が多かった内容や、協議会等で必要とされた内容について、事業種別ごとに、バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項として整理しました。

なお、配慮事項には、各種基準やガイドライン等に則った内容や、市独自の考え方に基づき配慮を求める内容が含まれています。関係事業者には、新築・改築等に併せた基準適合に加え、市内の更なるバリアフリー化に向けて、この配慮事項に基づく取組を推進していくよう働きかけていきます。

表 2.12 配慮事項の区分

区分の考え方	区分の凡例
移動等円滑化基準や条例等における整備基準に該当するもの	◎
ガイドライン等で望ましいとされる整備内容に該当するもの	○
上記以外で、まちあるき点検・アンケート調査等で共通の課題として挙げられた市民意見に基づき市独自に設定したもの	★

ア 公共交通のバリアフリー化

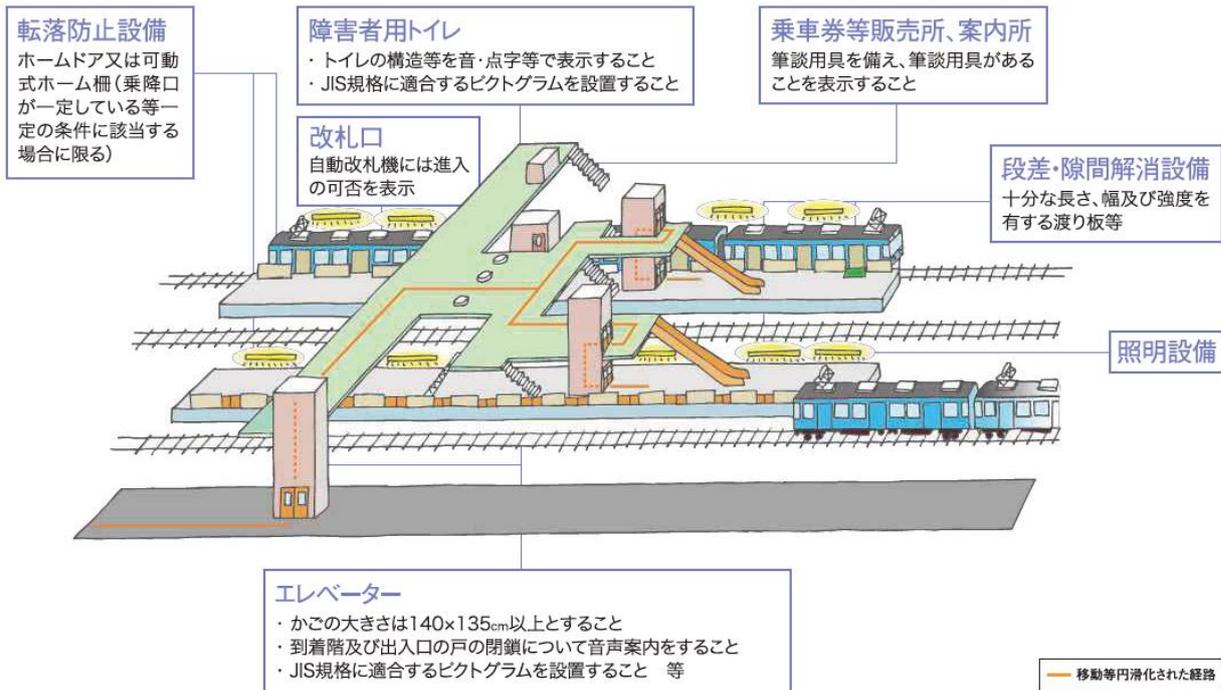
(ア) 鉄道駅

表 2.13 鉄道駅の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
通路	視覚障害者誘導用ブロックは連続的に、かつ可能な限り最短経路で設置する（JIS規格、床面との輝度比を確保、滑りにくい材質等にも配慮する）。	○
エレベーター	利用実態や目的に合わせ、車いす使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ、基数を確保する。	○
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する（文字等の浮彫、音声案内等）。	◎
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにする。	◎
	出入口同方向型（一方向型）のエレベーターには、車いす使用者が出入口を容易に確認できる鏡を設置する。	◎
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し、車いす用操作盤は両側に設置する。	○
階段	手すりを設置する（両側、2段手すり）。	◎
	段鼻*を強調し、識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるよう、カラーユニバーサルデザインに配慮する。	◎
ホーム	ホームドアや可動式ホーム柵を設置する。	◎
	可能な限りホームと車両の段差や隙間を縮小する。	◎
券売機・改札口	車いす使用者が利用しやすい券売機を設置する（蹴込みの設置、見やすいタッチパネル等）。	◎
	車いすが通行できる拡幅改札を設置する。	◎
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置する。	◎
	・大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保	◎
	・動線の支障となる障害物の撤去	◎
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置	○
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置（開閉・洗浄ボタンの位置等）	○
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車いす使用者が出入りしやすいように配慮	○
	・温水洗浄便座の設置	○
	・目隠し用のカーテンの設置	○
	（車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合） 便座の向きを反対にするなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した整備を推進する。	○

項目	共通の配慮事項	区分
トイレ(続き)	一般トイレにおける、洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	○
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	○
	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	○
案内・情報 バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報について、多様な利用者に分かりやすい案内図や案内サインを設置する。	◎
	・大きく分かりやすい表示	○
	・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色	○
	・案内表記や音声案内の多言語化	○
	・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラム*の活用等)	★
	トイレやエレベーター等を視覚障害者が利用しやすいよう、音声・音響案内を充実する。その際、音情報が過多にならない、干渉しないように配慮する。	○
	エスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者の連続的な移動に警告を発するための点状ブロックを設置する。	◎
	トイレやエレベーター等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	○
外国人が緊急時等に状況を把握できるように外国語での情報提供を行う。	★	
(触知案内図を設置する場合) 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮する。	◎	
筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	○	
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施する。	○
	エレベーターや車いす使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	○
役務の提供 (維持管理・ 人的対応)	トイレや案内設備等の適切な維持管理を行う。	○
	手話のできる係員やサービス介助士*等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	★
	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	★

<参考>鉄道駅のバリアフリー化



出典：バリアフリー新法の解説(国土交通省, 警察庁, 総務省)

図 2.3 鉄道駅のバリアフリー化



図 2.4 可動式ホーム柵

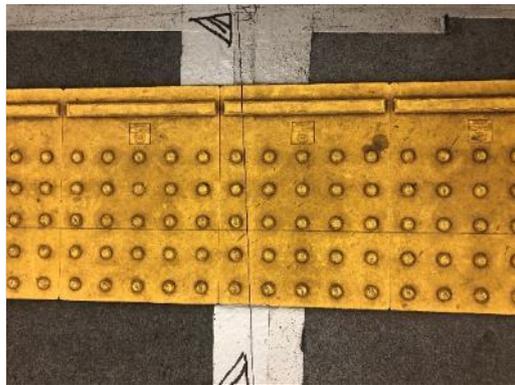


図 2.5 内方線付点状ブロック

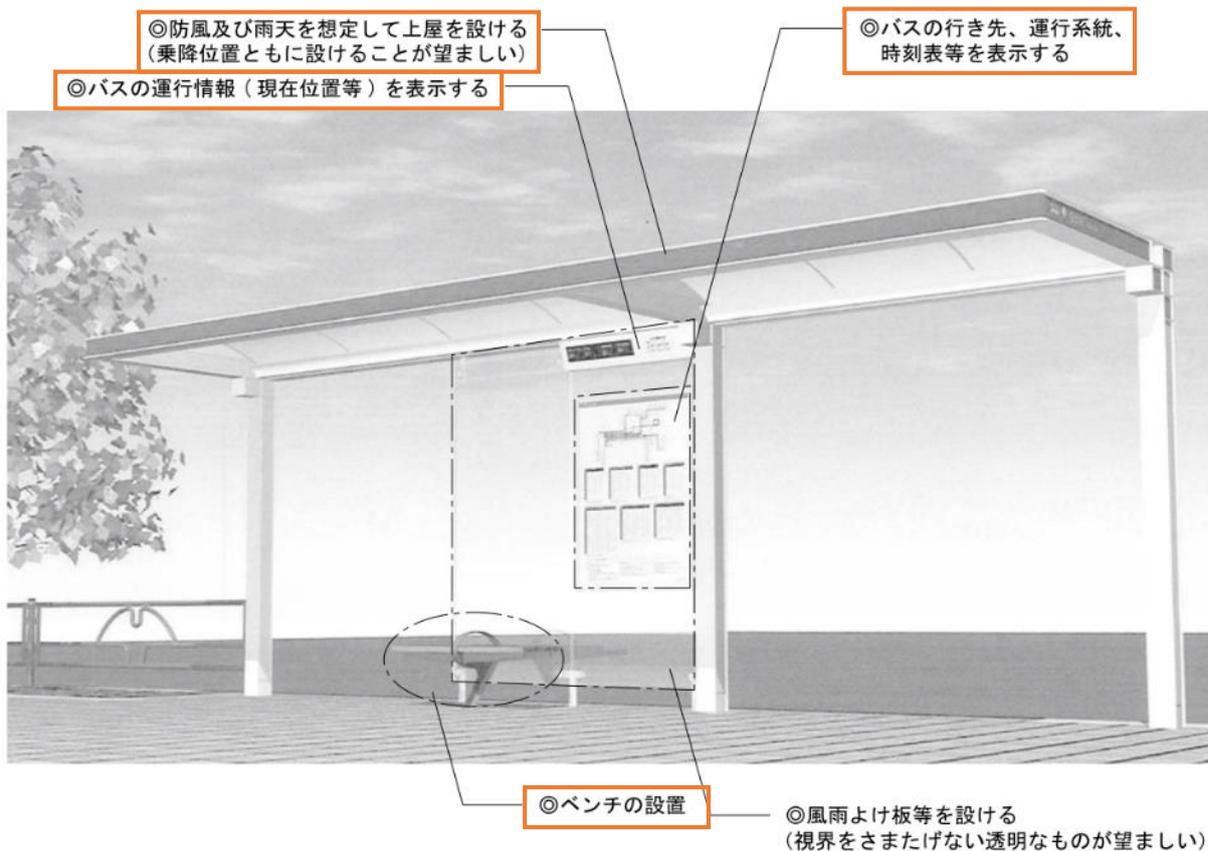
(イ) 路線バス・ミニバス

表 2.14 路線バス・ミニバスの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
車両	ノンステップバスへの代替を促進する。	○
バス乗降場・ 停留所	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	◎
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする(道路管理者と連携)。	◎
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや上屋の設置を促進する。	○
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	○
	バス停やバス車内における案内を充実する(分かりやすい乗場案内・路線図・乗継案内、ノンステップバスの運行表示、案内表記や音声案内の多言語化 等)。	○
	バス接近表示システム [*] の導入(音声案内・電光表示)を促進する。	○
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	○
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。	★
役務の提供 (人的対応)	バス停への正着を徹底する。	○
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	○

<参考>バスのバリアフリー化

で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。



出典: 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

図 2.6 バス停留所のバリアフリー化



図 2.7 ノンステップバス
(出典: 小田急バス(株)ホームページ)



図 2.8 正着しやすいバス停

(ウ) タクシー

表 2.15 タクシーの共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進する。	○
乗降場	平坦部の確保や連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置、上屋の設置など、多様な利用者が利用しやすい乗降場を整備する（道路管理者と連携）。	◎
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	◎
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施する。	○
役務の提供 (人的対応)	歩道等への正着を徹底する。	★
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実する。	○

<参考>タクシーのバリアフリー化



出典：(一社)東京ハイヤー・タクシー協会ホームページ

図 2.9 ユニバーサルデザインタクシー

イ 道路のバリアフリー化

(ア) 歩道のある道路

表 2.16 歩道のある道路の共通の配慮事項

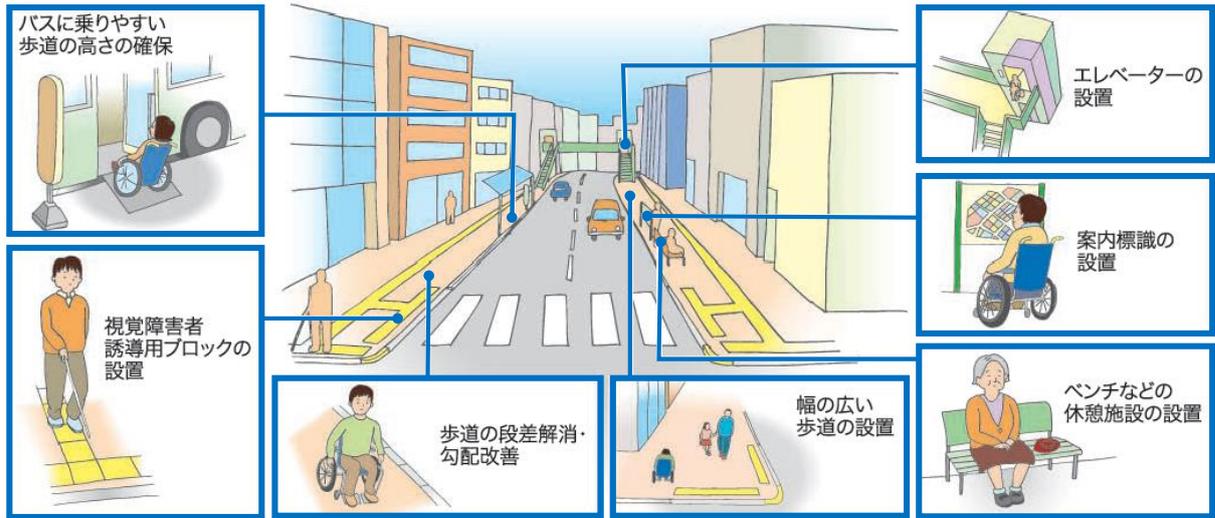
項目	共通の配慮事項	区分
歩道等	2m以上の幅員を確保し、平坦でがたつきのない滑りにくい舗装とする。	◎
	交差点では車いす使用者が滞留できる平坦な部分を設け、歩行者が安全に信号待ちできる空間をできるだけ広く確保する。	◎
	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ、かつ、車いす使用者が円滑に通行できるように、歩車道境界の段差は1cm程度にする。	★
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。	○
	バス停を設置する場合は、バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にする。	◎
	交差点部やバス停等を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	◎
	・連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最低限とする。	★
	・視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は、柵やボラード等の障害物を設けないように配慮する。	★
十分な幅員が確保できない歩道は、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成を推進する。	★	
案内・情報 バリアフリー	「調布市公共サイン整備ガイドライン」の考え方にに基づき、旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。	○
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	★
普及・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。	★
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。	○

(イ) 歩道のない道路

表 2.17 歩道のない道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
歩道等	歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を促進(歩道の設置等)。	◎
	経路の実情にあった交通安全対策を実施する(路側帯 [※] の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示等)(交通管理者と連携)。	★
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮する。	○
	バス停を設置する場合は, 安全な待合スペースを確保する。	○
案内・情報 バリアフリー	「調布市公共サイン整備ガイドライン」の考え方に基づき, 旅客施設や周辺施設等の情報について, 多様な利用者に配慮した案内板や案内サインの整備を促進する。	○
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行う。	★
普及・啓発	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保する。	★
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(交通管理者と連携)。	○

<参考>道路のバリアフリー化



バリアフリー新法の解説(国土交通省,警察庁,総務省)から作成

図 2.10 道路のバリアフリー化



図 2.11 バリアフリー化された歩道



図 2.12 歩車道境界(1cm程度)



図 2.13 案内板・案内サイン



図 2.14 交通安全対策(カラー舗装化)

ウ 交通安全(信号機等)のバリアフリー化

表 2.18 交通安全(信号機等)の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進する。	◎
	多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する(歩行者用青信号の延長など)。	◎
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。	◎
横断歩道	生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。	★
	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進する。	○
安全対策	歩道のない道路では、路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する(道路管理者と連携)。	★
普及・啓発	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する(道路管理者と連携)。	○

<参考>交通安全(信号機等)のバリアフリー化



図 2.15 音響式信号機(右はタッチ式のボタン)



図 2.16 経過時間表示式信号機*

図 2.17 エスコートゾーン

エ 建築物(駐車場を含む。)のバリアフリー化 :旧基本構想における「建築物共通の配慮事項」

表 2.19 建築物(駐車場を含む。)の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮する(段差や勾配の解消等)。	◎
	車いす使用者等が利用しやすい出入口を確保する(安全で使いやすい戸, 出入口幅85cm以上等)。	◎
通路(廊下)	主要な経路における段差を解消する。	◎
	主要な通路における有効幅員(140cm以上)を確保する(商品や荷物への配慮等)。	◎
エレベーター	利用実態や目的に合わせ, 車いす使用者等が利用しやすいよう十分な大きさ, 基数を確保する。	○
	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮する(文字等の浮彫, 音声案内等)。	◎
	聴覚障害者の緊急時の対応等のため, 戸にはガラス等による窓等を設けることにより, 内と外が見えるようにする。	◎
	左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮し, 車いす用操作盤は両側に設置する。	◎
	出入口同方向型(一方向型)のエレベーターには, 車いす使用者が出入口を容易に確認できる鏡を設置する。	◎
階段	手すりを設置する(両側, 2段手すり)。	◎
	段鼻を強調し, 識別しやすいようにする。色覚異常の人も識別できるように, カラーユニバーサルデザインに配慮する。	◎
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置する。	◎
	・大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保	◎
	・動線の支障となる障害物の撤去	◎
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置	○
	・誰もが分かりやすく, かつ利用しやすいボタンの設置(開閉・洗浄ボタンの位置等)	◎
	・袖壁を設けることや, 開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど, 車いす使用者が出入りしやすいように配慮	◎
	・温水洗浄便座の設置	○
	・目隠し用のカーテンの設置	○
	(車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合) 便座の向きを反対にするなど, 左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した整備を推進する。	○
	一般トイレにおける, 洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室, オストメイト対応設備の整備を促進する。	○
車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため, ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し, 分かりやすい案内を表示する。	◎	

項目	共通の配慮事項	区分
トイレ(続き)	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	○
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する(車いす使用者用駐車施設の位置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根等)。	◎
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行う。	★
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保する。	○
	(案内所等を設置する場合) ・出入口から分かりやすい位置への設置に努める	★
	・道路から案内所等までの経路における視覚障害者誘導用ブロックや音声案内、点字、インターホンなど視覚障害者を誘導する設備の設置	◎
	・車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターの設置	○
案内・情報 バリアフリー	トイレやエレベーター等聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置する(文字情報や光による情報の伝達等)。	○
	出入口やトイレ、エレベーター、駐車場等があることを示す案内表示を設置する。	◎
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置する。	◎
	・大きくて分かりやすい表示	◎
	・カラーユニバーサルデザインに配慮した配色	○
	・案内表記等の多言語化	◎
	・知的障害者等にも認識しやすいデザイン(デザインの統一、ふりがな表示やピクトグラムを活用等)	★
	(室内に視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合) ・JIS規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用	◎
	・出入口から受付までの間を敷設するなど、障害当事者参加による敷設方法の検討推進	★
	(触知案内図を設置する場合) 音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者が設置位置を把握できるように配慮	★
筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示する。	○	
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施する。	★
	エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する(分かりやすい場所への案内掲示等)。	○
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置する。	○
	係員による案内やサポートなどの対応を充実する。	★

<参考>建築物(駐車場を含む。)のバリアフリー化

(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)から抜粋・作成ほか)

で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

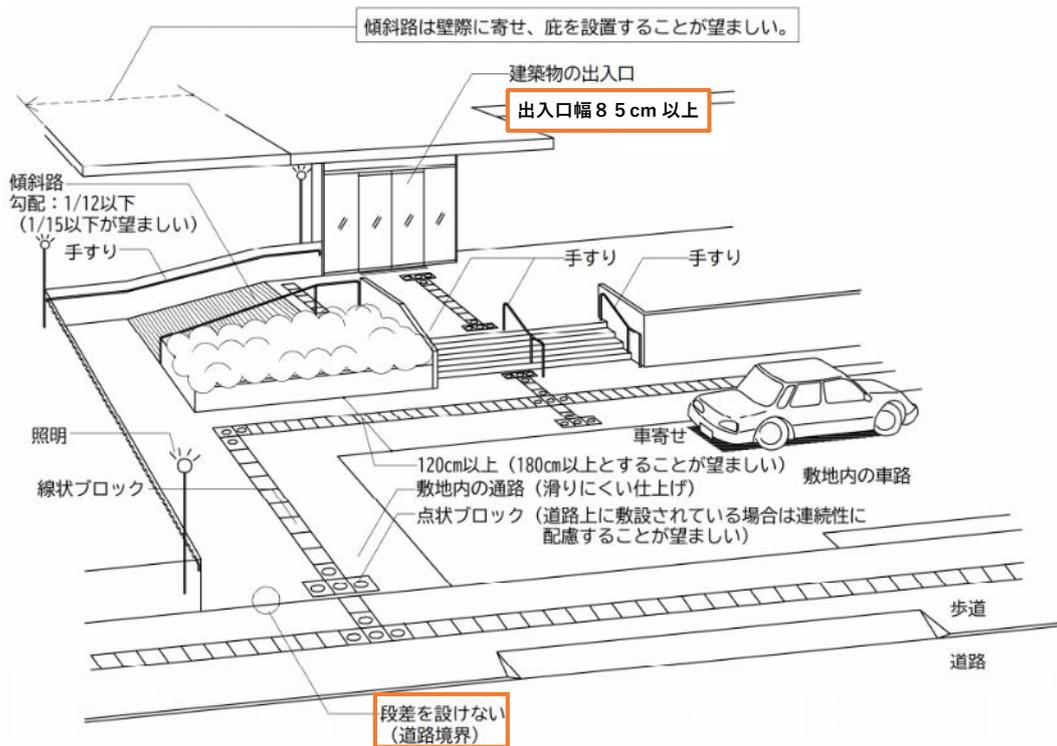


図 2.18 出入口・敷地内通路のバリアフリー化

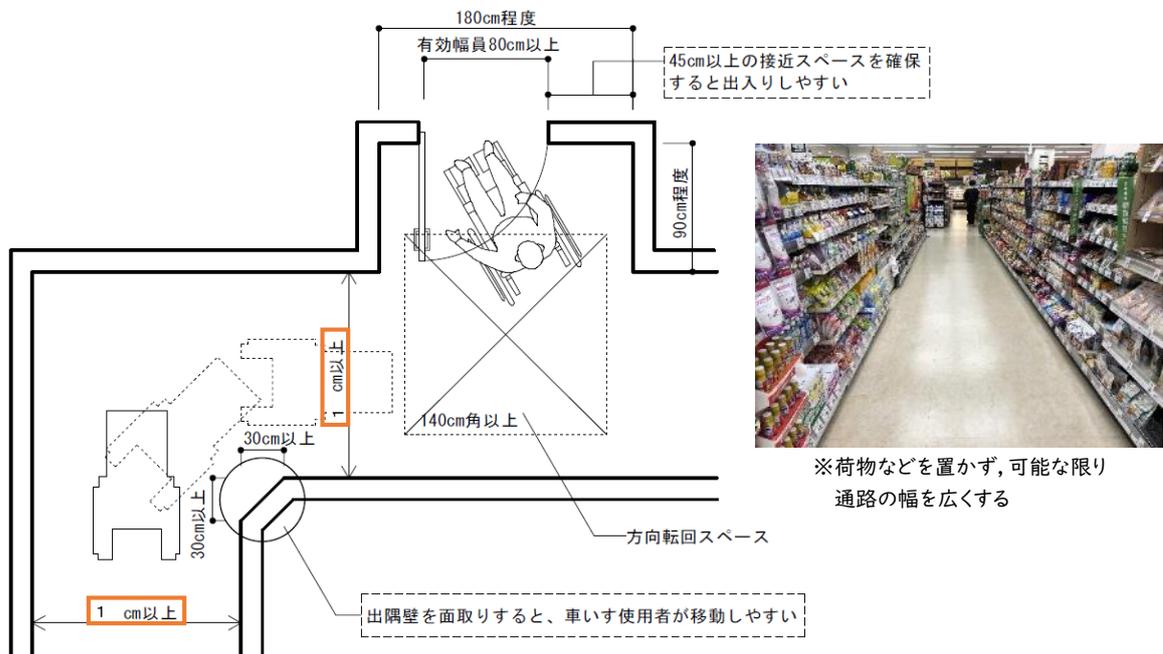


図 2.19 通路・廊下のバリアフリー化

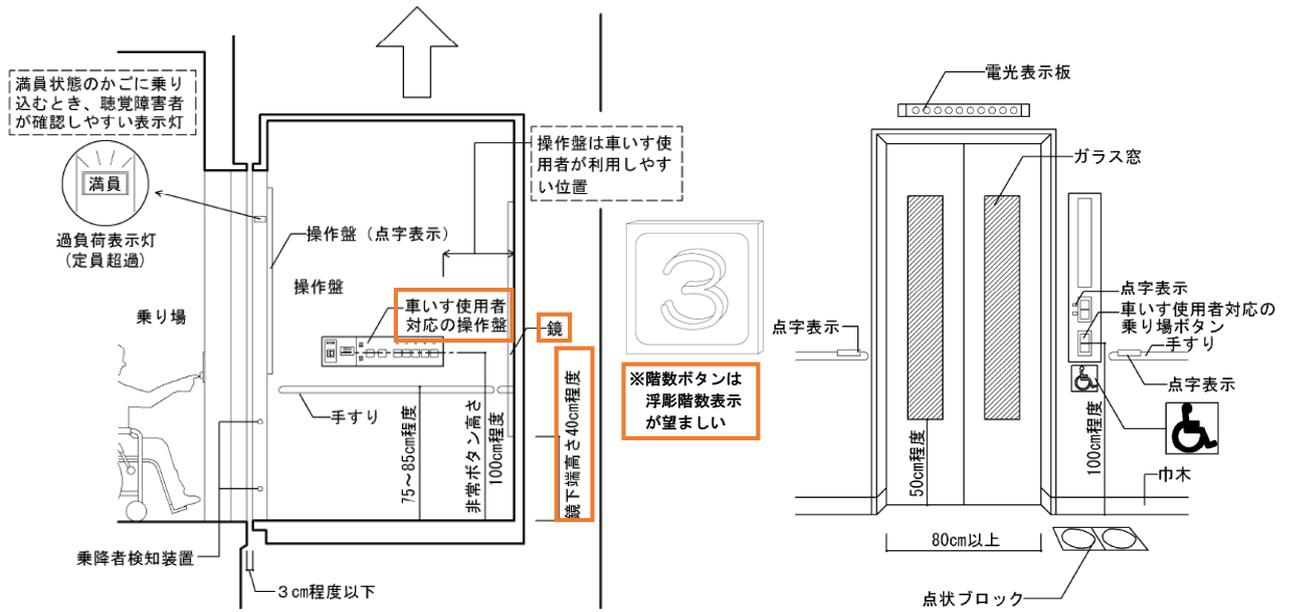


図 2.20 エレベーターのバリアフリー化

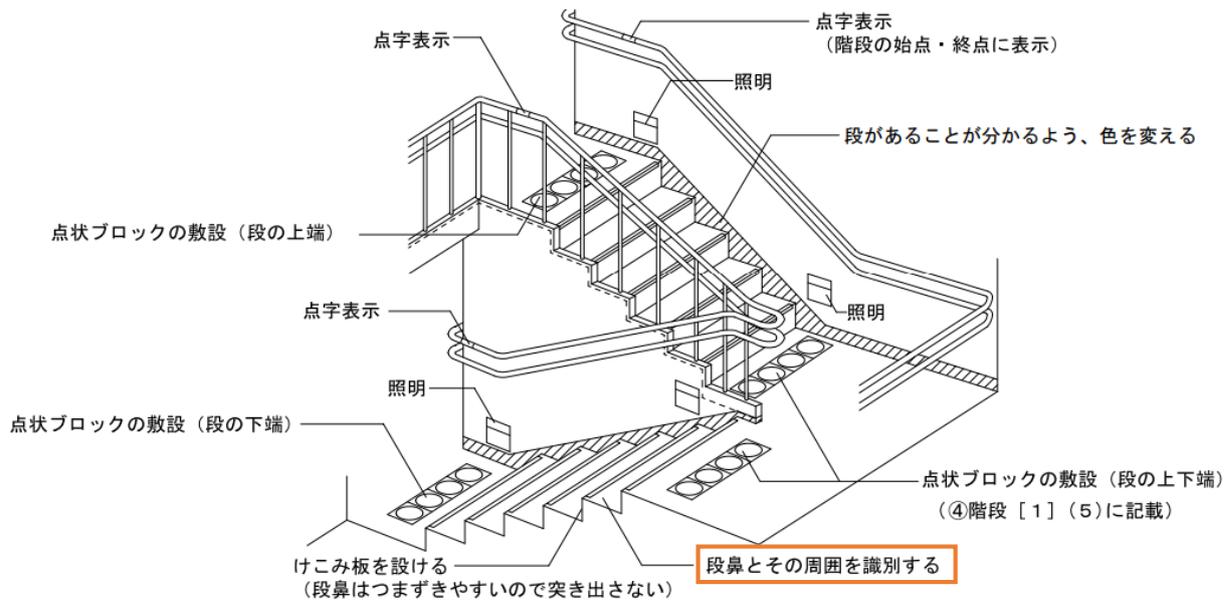
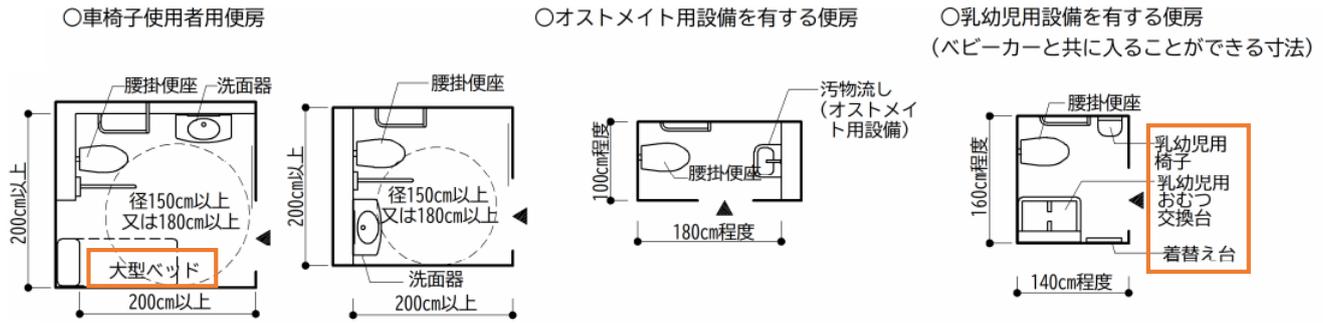
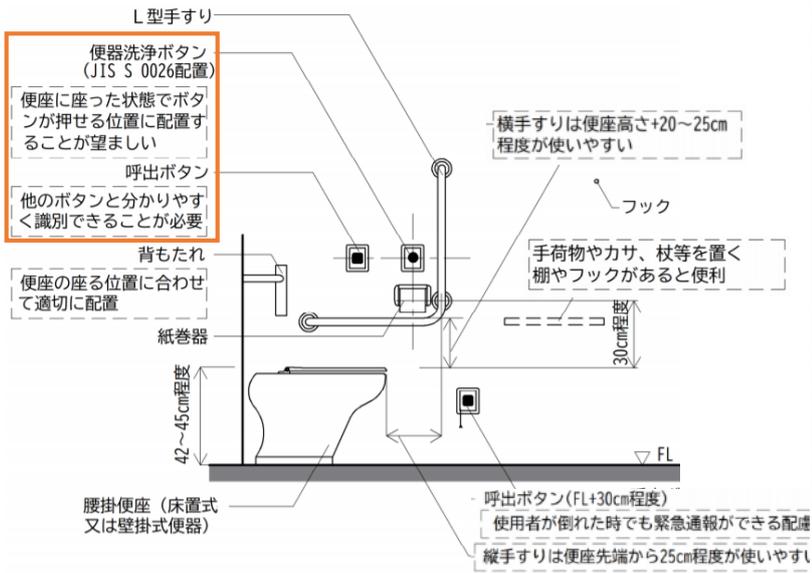


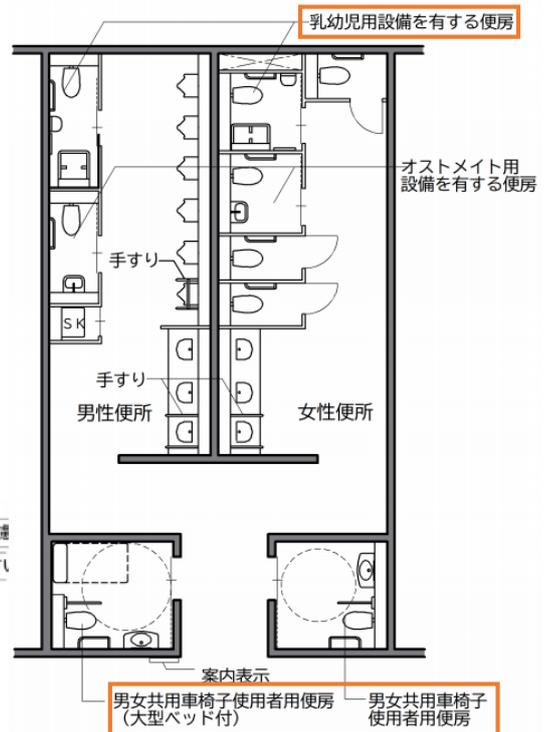
図 2.21 階段のバリアフリー化



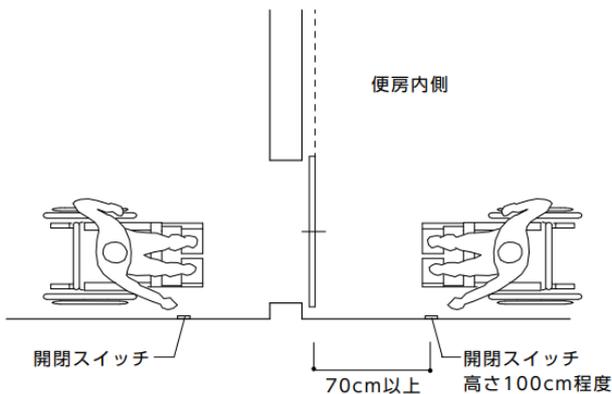
○ボタン等の配置



○利用集中を避ける便房の配置例(機能分散)



■自動ドア (引き戸) の場合



■手動ドア (引き戸) の場合

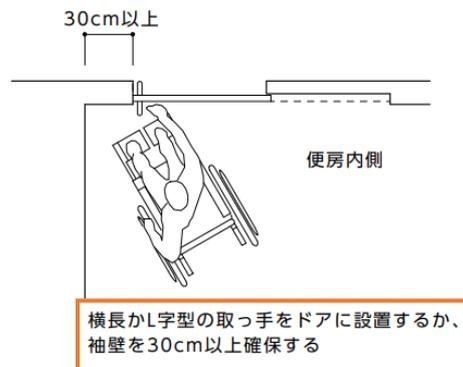


図 2.22 トイレのバリアフリー化

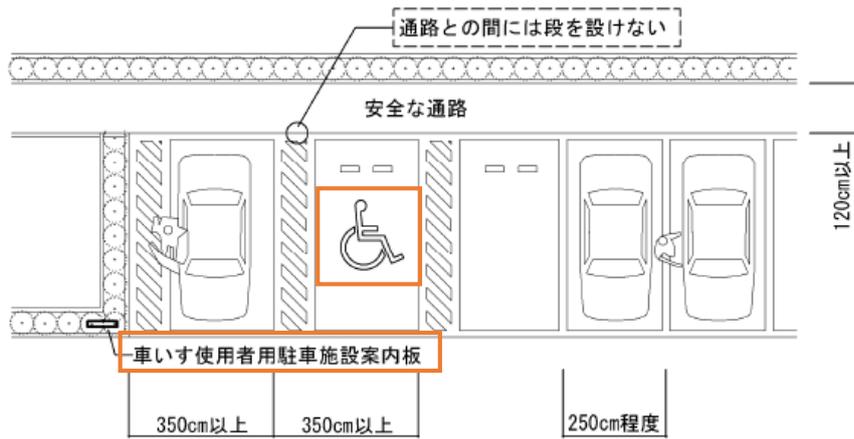


図 2.23 駐車場のバリアフリー化

◇その他設備

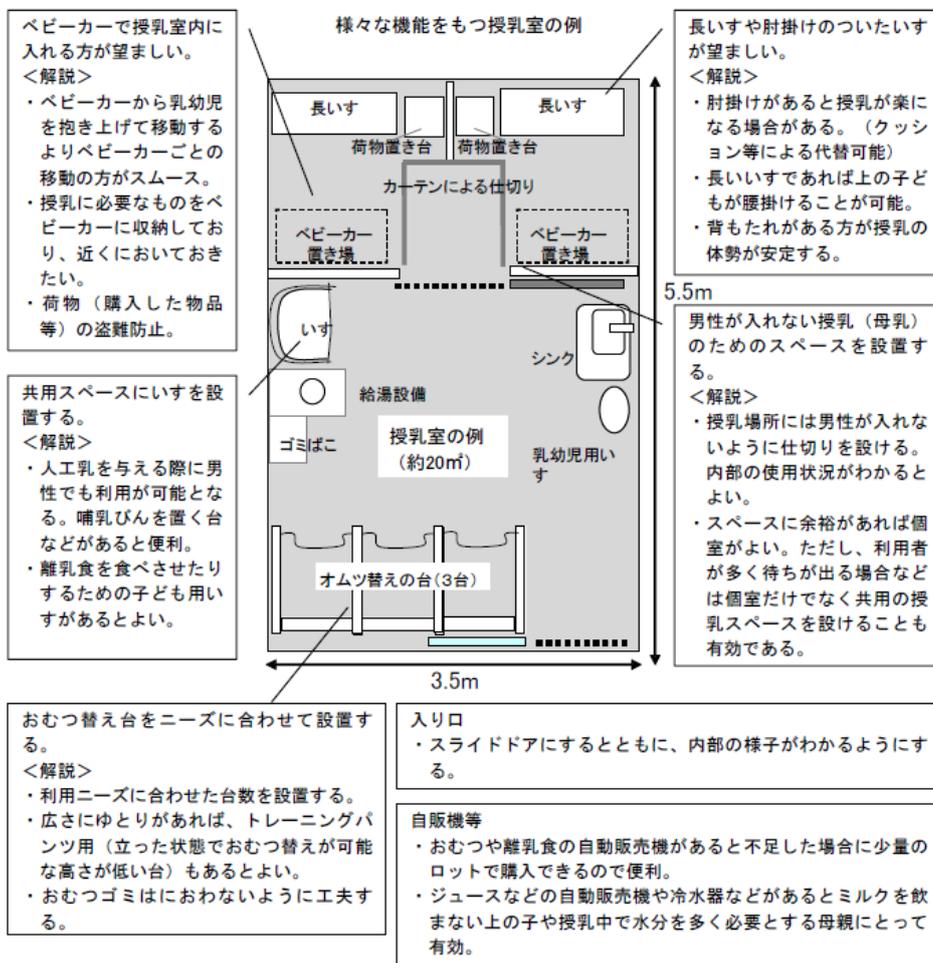


図 2.24 授乳室のバリアフリー化

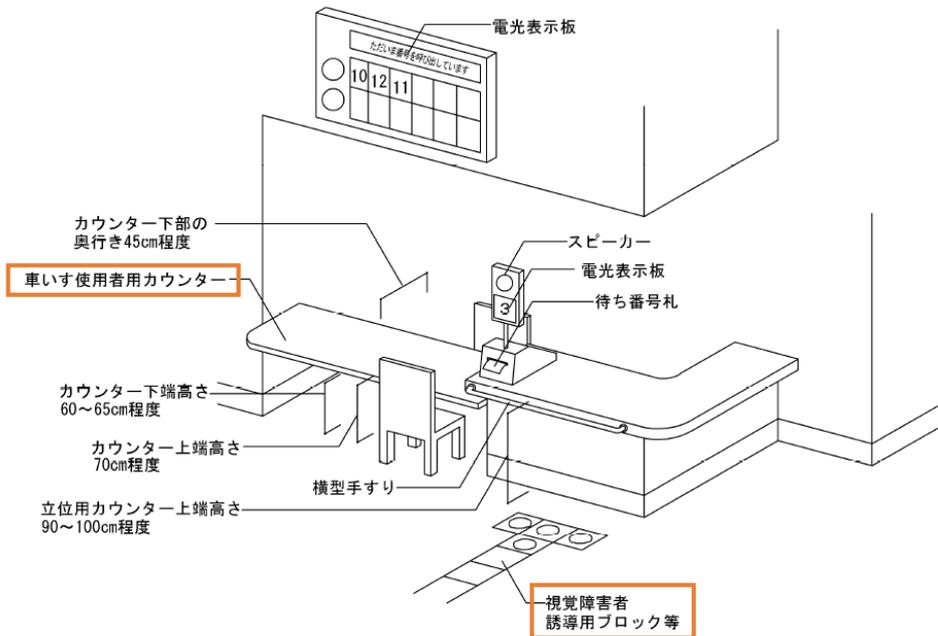


図 2.25 案内所等のバリアフリー化

◇案内・情報バリアフリー



図 2.26 案内サイン



図 2.27 視覚障害者誘導用ブロック(室内)



図 2.28 耳マーク



図 2.29 筆談具



図 2.30 筆談アプリ*

◇教育啓発・心のバリアフリー



出典：国土交通省ホームページ

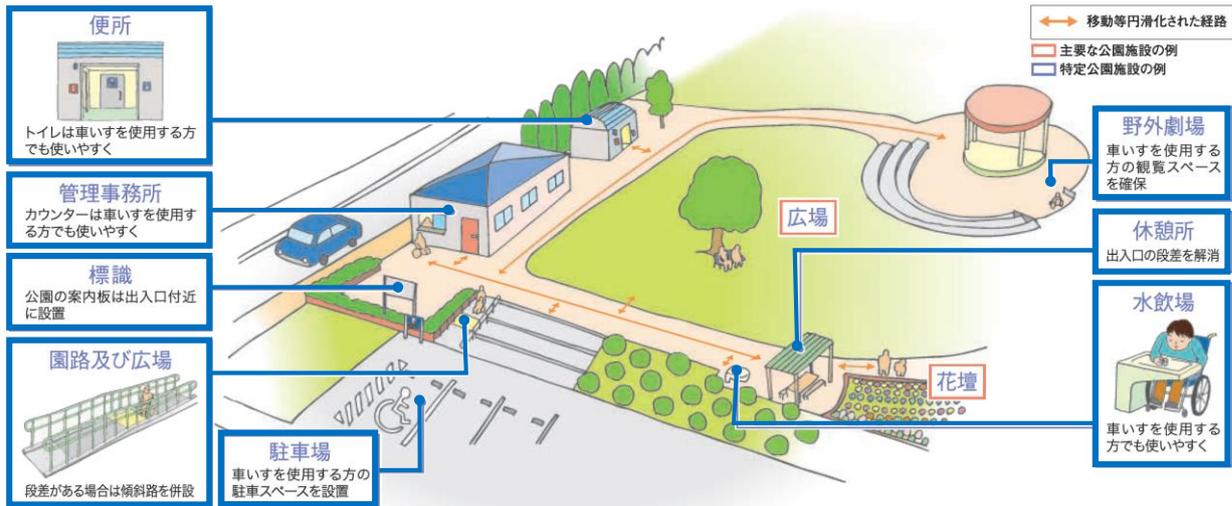
図 2.31 利用者へのマナー啓発ポスター

オ 公園のバリアフリー化

表 2.20 公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項	区分
出入口	車いす使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。	◎
	歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	◎
園路	車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保し、通行の支障となる段差や勾配を設けない。	◎
	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。	○
トイレ	利用者に配慮した車いす使用者用トイレを設置する。	◎
	・大型車いすの使用や介助者の同伴を想定した十分な広さの確保	◎
	・動線の支障となる障害物の撤去	◎
	・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドの設置	○
	・誰もが分かりやすく、かつ利用しやすいボタンの設置（開閉・洗浄ボタンの位置 等）	◎
	・袖壁を設けることや、開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど、車いす使用者が出入りしやすいように配慮	○
	・温水洗浄便座の設置	★
	・目隠し用のカーテンの設置	★
	（車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合） 便座の向きを反対にするなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した整備を推進する。	○
	一般トイレにおける、洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備の整備を促進する。	○
車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため、ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し、分かりやすい案内を表示する。	○	
性的少数者（LGBTQ等）への配慮や異性介助の点から、男女共用トイレの整備を促進する。	◎	
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保する（車いす使用者用駐車施設の位置、乗降スペース、分かりやすい表示、屋根 等）。	◎
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行う。	★
休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。	○
維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽等の適切な維持管理を行う。	★
教育啓発・心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を推進する（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	○

<参考>公園のバリアフリー化



バリアフリー新法の解説(国土交通省, 警察庁, 総務省)から作成

図 2.32 都市公園のバリアフリー化

第3章 市全域におけるバリアフリー化の促進

移動等円滑化促進地区において、面的・一体的なバリアフリー化を促進するとともに、市全域においても、関連する調布市の各取組と連携し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を進めることが重要です。

第2章は、移動等円滑化促進地区内のバリアフリー化の促進について示したのですが、その他、バリアフリー化の促進のために必要な市全域での取組について以下に示します。

1 心のバリアフリーの促進

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること」、「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと」が重要です。

マスタープラン及び基本構想が策定され、特定事業等が実施されることで、旅客施設や道路等のバリアフリー化が進みます。しかし、施設がバリアフリー化されても、歩道上に不当に物が置かれ、歩行空間が狭められるなどの運用時の課題が残ることから、高齢者、障害者等の移動や施設利用を妨げない取組が必要です。

また、近くにいる人の手助けや一声が、高齢者、障害者等にとって頼りになる場合もあり、市民一人ひとりが「心のバリアフリー」に対する理解を深める努力が必要です。

さらに、公共施設や飲食店等においても、身体障害者補助犬使用者の受入拒否を行わないなどの適切なサービスを提供できるよう施設設置管理者等による障害理解や適切な人的対応等について、職員、従業員等に教育するとともに、高齢者、障害者等が利用しやすいよう施設・設備の充実が求められます。

バリアフリー法では国民の責務として、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をすることが求められています。

調布市では、共生社会の実現に向け、「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズを掲げ、市民に心のバリアフリーの促進に協力いただけるよう啓発に努めるとともに、不特定多数の利用が見込まれる施設の施設設置管理者等に、より利用しやすい環境づくりの推進に協力いただけるよう、積極的に働きかけていきます。

また、基本構想では調布市が主体となり、「教育啓発特定事業」及び「人的対応・接遇に関する事業」を位置づけ、市全域における心のバリアフリーの促進に取り組んでいきます。

2 情報提供におけるバリアフリー化の促進

高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するためには、施設や道路のバリアフリー化を行うとともに、施設等のバリアフリーに関する情報の提供や情報アクセス、コミュニケーション支援が重要です。

調布市では、市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的として、「調布市バリアフリーハンドブック」を作成し、市内の公共施設のほか、医療施設や商業施設など幅広く施設のバリアフリー状況を取りまとめています。

情報アクセスに関しては、高齢者・視覚障害者等が調布市ホームページを閲覧する際の配慮として、ホームページの内容を音声で読み上げる機能や文字サイズ・背景色を変更することができ機能を導入しています。

また、市報発行時には「声の広報」による情報発信を行うとともに、説明会等の開催時には、視覚障害者、聴覚障害者への配慮として音声情報、点字情報の提供や手話通訳を実施しています。

コミュニケーション支援では、市内施設の案内所等において、筆談具やコミュニケーションボードを設置し、市役所（障害福祉課）窓口には手話通訳者の配置を行っています。

調布市では、これらの取組を市全域に展開するとともに、情報の充実、多様な利用者に対応した情報提供などに取り組んでいきます。さらに、「調布市公共サイン整備ガイドライン」の考え方にに基づき、旅客施設や周辺施設等の情報について、多様な利用者に対応した案内板や案内サインの整備を促進します。

3 学校におけるバリアフリー化の促進と通学路の安全対策

令和2年のバリアフリー法の改正により、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校等が追加されました。新築等される公立小中学校等については、改正後の法令への対応が必要となり、既存の当該建築物についてもバリアフリー基準適合の努力義務が課せられることとなります。

調布市では、以前より「調布市福祉のまちづくり条例」にて、学校をバリアフリー基準適合義務の対象としており、バリアフリー化を推進してきました。引き続き、エレベーターや車いす使用者用トイレの未整備などのバリアフリーにおける課題がある学校について、大規模改修や建替えに合わせて整備を進めていきます。

また、通学路の安全性向上に向けて、学校、地域住民、道路管理者、警察等による通学路の合同点検及び意見交換を実施しており、学校のバリアフリー化だけでなく、地域住民や関係事業者と協力した交通安全教育や通学路の安全対策についても取り組んでいきます。

4 施設整備に伴うバリアフリー化の促進

マスタープラン及び基本構想において、移動等円滑化促進地区に指定されなかった地域や特定事業等が位置づけられなかった施設等においても、各施設設置管理者が「バリアフリー法の責務」や「調布市福祉のまちづくり条例」等の法令や基準等に基づいて、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

また、飲食店や診療所等の小規模施設についても、調布市福祉のまちづくり条例にて、出入口やトイレに関する遵守基準を設けており、新設や改修の際には基準を遵守しなければなりません。

そのため、市全域のバリアフリー化に向けて、施設整備や改修等の事業機会を捉え、第2章で示したバリアフリー方針に留意した取組等を検討するよう、施設設置管理者に働きかけていきます。

また、小規模施設等における助成について検討するとともに、十分な幅員が確保できない歩道について、沿道敷地内での通行スペースを確保するなど、沿道敷地と連携した快適な歩行空間の形成についても、市全域で推進します。

5 自転車に関する取組の促進

視覚障害者や聴覚障害者からは、歩道上を通行する自転車の危険性が指摘されており、接触により白杖が折れた経験をした人も多くいる状況からも歩行者と自転車を構造的に分離することの必要性が高まっています。

調布市では、「調布市自転車ネットワーク計画」や「調布市自転車等対策実施計画改定版」を策定し、自転車走行空間の整備や放置自転車対策、駐輪場の整備等を推進するとともに、自転車利用のルールやマナーの向上を図るため、「みんなに優しい自転車の安全利用宣言」や「自転車安全利用五則」の周知・啓発に取り組んでいきます。

6 障害者スポーツに関する取組の促進

令和3年の東京2020パラリンピック競技大会では、市内武蔵野の森総合スポーツプラザにおいて、車いすバスケットボール競技が開催されました。

調布市では大会を契機とした障害者スポーツの振興を図るため、会場周辺施設のバリアフリー化を進めたほか、障害の有無にかかわらず誰もが参加できる障害者スポーツ体験会や講演会などを日本車いすバスケットボール連盟等様々な主体と連携して実施しました。さらに、東京都との連携により、調布市の福祉分野・スポーツ分野の関係団体による協議体を設置し、「障害者スポーツの振興」を目的に、課題解決に向けた意見交換や取組を実施しています。

引き続き、障害者スポーツの振興による障害理解の促進に向けて、取り組んでいきます。

7 災害時を想定したバリアフリー化の促進

調布市では、災害への備えとして「調布市防災マップ」や「調布市洪水ハザードマップ」を作成しています。これらの情報は、視覚障害者を含め、全ての市民に周知・理解されることが重要であるため、それらマップの音声情報や点字情報を提供しています。

また、災害時には近隣住民との助け合いが重要であり、日頃の地域との交流により、避難の支援が必要な人の認知が大切です。

8 工事中のバリアフリー対応の促進

施設や道路等の整備にあたっては、工事中においても歩行者が安全・安心に通行・利用できることが求められます。

例えば、歩道の補修・改修工事の際、既存の視覚障害者誘導用ブロックを撤去する場合は、安全な経路に仮設の視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなど、視覚障害者への配慮が必要です。

また、工事により迂回路が必要な場合は、十分な幅員を確保するとともに、誘導員による安全管理と適切な誘導が求められます。

調布市では、これらの工事中のバリアフリー対応について、工事業者等に働きかけていきます。

9 福祉施策等と連携したバリアフリー化の促進

調布市では、移動支援費支給事業を行っており、障害者の中でも、ひとりで外出できない人にガイドヘルパーを派遣し、利用者に同行し、道案内や移動の手助け、トイレでの介助、交通機関利用の手助けなどの外出の支援をしています。令和2年4月から一定の要件に該当する人は「通学」を目的として移動支援を利用することができるようになりました。

また、電車やバス等の利用が困難な人の日常生活の利便を図るため、在宅であり、かつ等級等の条件を満たす障害者に福祉タクシー券を交付しています。

これらの取組を引き続き推進していくとともに、高齢者、障害者等の移動手段の確保の更なる充実について検討します。

また、近年ではスマートフォンの普及により、アプリ開発等が進展し、情報提供手段が増えていく一方で、一部の高齢者、障害者等にとっては利用が困難であることも課題となっています。

調布市では、高齢者向けスマートフォン講習を実施しており、この取組を更に展開していくことにより、多様な利用者へ配慮するとともに、情報提供手段の充実について推進します。

また、交通管理者が設置する信号機について、音響式信号機や青延長用押しボタン付き信号機等の設置推進が図られていますが、一方で、近所の住民等からは、一日中、音声が行きわたることへの不満感も出てきており、必要な時のみ音声等を発信できる機能が求められます。

最近の信号機では、歩行者が所有する小型発信機（シグナルエイド等）に感応して、自動的に音声発信や青時間の延長を行う機能を有するものが整備されています。

また、スマートフォンと連携して信号の色等が把握できる信号機の導入が進むことが見込まれており、これらの機能を最大限に生かすため、機器等の普及や使い方の周知等に係る取組を推進します。

※福祉タクシー券については、令和2年度に調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会を設置し、対象者や交付方法の見直しを検討しています。

10 当事者参加によるバリアフリー化の促進

バリアフリー法や調布市福祉のまちづくり条例等において、歩道やエレベーター、トイレ、視覚障害者誘導用ブロックの整備に係る基準が設けられていますが、基準どおり整備されても実際には使いにくい施設があるなどの指摘が見られます。施設整備にあたっては実際に利用する高齢者、障害者等の当事者の意見反映が必要です。

調布市では、施設整備において、構想・計画作成段階に留まらず、設計・施工段階においても高齢者、障害者等の意見が反映できる仕組みづくりを検討します。

11 市民提案に基づくマスタープラン及び基本構想の策定

市民等は、バリアフリー法第24条の5又は第27条に基づき、マスタープラン及び基本構想の作成又は変更を、調布市に提案することができます。

提案があった場合については、「調布市バリアフリー推進協議会」で審議し、作成又は変更の必要性が高いと判断された場合については、マスタープラン及び基本構想の見直しを行います。

なお、市民提案を受けるにあたっては、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、地区の指定要件やマスタープラン及び基本構想の基本的な考え方との整合を図る必要性があることから、調布市との事前協議を行うことを前提とします。

第4章 バリアフリーマスタープランの推進

以下の推進の枠組みにより、マスタープランを推進していきます。

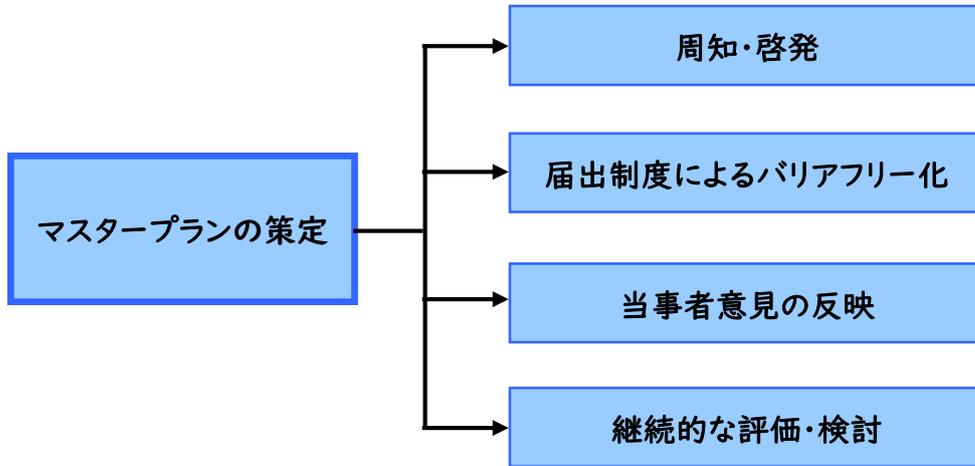


図 4.1 マスタープランの推進の枠組み

1 マスタープランの周知・啓発

マスタープランに基づくバリアフリー方針や心のバリアフリーなどについて、生活関連施設の施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市民へ広く周知・啓発していきます。

また、マスタープランに基づく取組の進捗状況など、バリアフリー施策の推進に関する情報を取りまとめ、市民に提供できるように市のホームページ等において情報公開します。

2 届出制度によるバリアフリー化

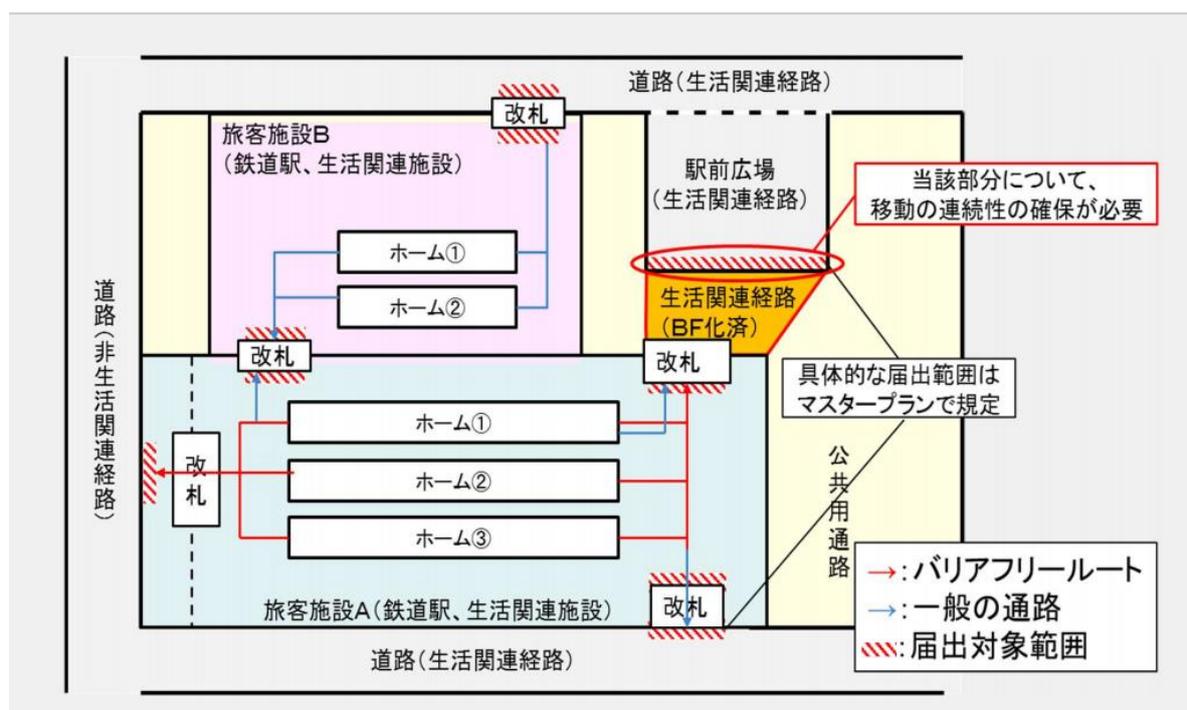
バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では、「旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに市に届け出ること」とされています。

また、調布市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、届出者に対し、必要な措置の実施を要請することができ、これにより旅客施設、道路における移動の連続性確保などのバリアフリー化を推進します。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

表 4.1 届出制度の概要

届出対象となる施設	届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第27条）
旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 ○ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路 ○ホームから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 ○当該施設に接する公共用通路等（道路以外）*との間の経路 ○ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 ○旅客施設（生活関連施設）の出入口 ○旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

図 4.2 届出対象範囲のイメージ

3 当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討

バリアフリー法では、概ね5年ごとにマスタープランに基づく整備等の実施状況について、調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

調布市では、「調布市バリアフリー推進協議会」を引き続き設置し、高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図り、マスタープランの評価や必要に応じて見直しを行っていきます。

Ⅰ 調布市バリアフリー推進協議会要綱・委員

<調布市バリアフリー推進協議会要綱>

第1 設置

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条の2に基づく移動等円滑化促進方針の作成並びに第25条に基づく調布市バリアフリー基本構想の作成及びバリアフリーに関する各種事業の円滑な推進のため、調布市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調布市移動等円滑化促進方針の作成に関すること。
- (2) 調布市バリアフリー基本構想の作成に関すること。
- (3) 次に掲げる事業計画の作成及び進行管理に関すること。

ア 法第28条に規定する公共交通特定事業計画

イ 法第31条に規定する道路特定事業計画

ウ 法第33条に規定する路外駐車場特定事業計画

エ 法第34条に規定する都市公園特定事業計画

オ 法第35条に規定する建築物特定事業計画

カ 法第36条に規定する交通安全特定事業計画

キ アからカまでに掲げるもののほか、市が定めるバリアフリーに関する事業計画

- (4) 公共サインの検討に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

第3 構成

協議会は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）21人以上をもって構成する。

- (1) 市民 2人以上
- (2) 学識経験者 2人以上
- (3) 公共交通事業者の従業員 3人以上
- (4) 商工関係者 1人
- (5) 福祉関係者 6人以上
- (6) 行政関係者 7人以上

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、又は任命した日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

協議会は、会長が招集する。

第7 意見の聴取

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 部会

協議会に、所掌事項に関する特定の事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員又は市長が任命する関係部署の職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9 庶務

協議会の庶務は、都市整備部交通対策課において処理する。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に依頼又は任命される委員の任期の満了する日は、第4の規定にかかわらず、平成25年3月31日とする。

附 則（令和3年1月20日要綱第4号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

<調布市バリアフリー推進協議会委員>

	氏名	所属	区分	備考
1	秋山 哲男	学校法人中央大学研究開発機構教授	学識経験者	会長
2	丹羽 菜生	学校法人中央大学研究開発機構助教	学識経験者	副会長
3	高木 かおり	公募市民	市民	
4	坪井 英樹	公募市民	市民	
5	篠田 貴宏	京王電鉄株式会社鉄道事業本部計画管理部計画担当課長	公共交通事業者	前任 藤井 一郎
6	正殿 真司	京王電鉄バス株式会社安全技術部安全推進・サービス向上担当課長	公共交通事業者	前任 奥田 泰大
7	近藤 和彦	小田急バス株式会社運輸営業部営業担当課長	公共交通事業者	前任 三宅 信彦
8	玉村 秀樹	調布市商工会理事・ 建設業部会副部会長(株式会社創建)	商工関係者	前任 村澤 守
9	岸本 直美	調布市老人クラブ連合会副会長	福祉関係者	前任 新井 豊
10	菅谷 為太郎	調布市身体障害者福祉協会理事	福祉関係者	
11	浅利 紀子	調布心身障害児・者親の会副会長	福祉関係者	
12	高橋 貞夫	調布市聴覚障害者協会監事	福祉関係者	
13	愛沢 法子	調布市視覚障害者福祉協会会長	福祉関係者	
14	今井 英敏	調布市精神障害者家族会かささぎ会	福祉関係者	
15	斎藤 正和	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所交通対策課長	行政関係者	前任 島袋 達
16	徳差 宣	東京都建設局北多摩南部建設事務所補修課長	行政関係者	
17	片渕 裕樹	警視庁調布警察署交通課長	行政関係者	前任 伊藤 由佳里
18	上野 雅男	国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課長	行政関係者	前任 遠藤 幸
19	木内 盛雅	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通政策担当課長	行政関係者	
20	野澤 薫	福祉健康部長	行政関係者	
21	代田 敏彦	都市整備部参事(外環担当)	行政関係者	前任 八田 主税

敬称略

2 パブリック・コメント手続の概要

<意見募集の概要>

(1) 意見の募集期間

令和4年1月20日(木)～令和4年2月18日(金)

(2) 周知方法

令和4年1月20日号市報及び市ホームページ

(3) 資料の閲覧場所

市役所7階交通対策課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館, 各公民館, 教育会館1階, 深大寺・下石原・染地を除く各地域福祉センター, みんなの広場(文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)

(4) 意見の提出方法

氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所交通対策課まで提出

※ 資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

<意見募集の結果概要>

(1) 意見提出件数 件(19人)

(2) 提出意見の内訳

ア 調布市バリアフリーマスタープラン～移動等円滑化促進方針～(案)に対する意見 〇件

イ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【調布駅・布田駅・国領駅周辺地区】(案)に対する意見 〇件

ウ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【飛田給駅周辺地区】(案)に対する意見 〇件

エ 調布市バリアフリー基本構想～地区別計画～【京王多摩川駅周辺地区】(案)に対する意見 〇件

オ 計画全般に対する意見 〇件

カ その他意見 〇件

用語集

あ 行

用語	意味
愛の手帳	日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に対し、東京都愛の手帳交付要綱に基づき交付される手帳のこと。
味の素スタジアム	ネーミングライツ契約期間中の東京スタジアムの名称のこと。
アプリ	アプリケーションソフトウェアの略称。目的にあった作業をする応用ソフトウェアとして、主にスマートフォンに導入される。
移動等円滑化基準	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する基準のこと。公共交通移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化基準がある。
エスコートゾーン	道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置される、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。
LGBTQ	性的指向や性自認等に関するありようが性的多数派とは異なるとされる人のこと。LGBTQ とは、「lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）、「questioning」（クエスチョニング、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）の頭文字をとった語である。
オストメイト	人工肛門や人口膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するための孔（ストーマ）を設け、排泄、排尿に対応するための袋（パウチ）を装着している。
音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。

か 行

用語	意味
可動式ホーム柵	車両ドア部分に設けられた可動柵部が車両ドアと連動して開閉することにより、乗客と進入する列車とを安全に区画する安全装置のひとつ。

カラーユニバーサルデザイン	多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。
輝度比	舗装路面上における誘導用ブロックの視認性を表す指標として用いられるもの。
経過時間表示式信号機	青時間の残り時間や赤時間の待ち時間を表示する信号機のこと。
公共用通路（道路以外）	旅客施設の営業時間内において、常時一般交通の用に供されている一般交通用施設（道路以外）であって、旅客施設の外部にあるもの（自由通路など）。
合理的配慮	障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。
高齢化率	総人口に対する65歳以上の人口の割合のこと。
高齢者，障害者等	高齢者，全ての障害者，妊産婦，けが人等，日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者のこと。
高齢者障害者等用施設等	高齢者，障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるもの（車いす使用者用トイレ，車いす使用者用駐車施設，バリアフリー経路を構成するエレベーター，車両等の車いすスペース，優先席等）。
心のバリアフリー	高齢者，障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者，障害者等の困難をすべての人々が自らの問題として意識し、相互に理解を深めようと積極的に協力すること。

さ 行

用語	意味
サービス介助士	公益財団法人日本ケアフィット共育機構が実施する資格制度のこと。高齢者や障害者を手伝うときの「おもてなしの心」と「介助技術」を学び、相手に安心していただきながら手伝いができる人を育成している。
サイン	屋内外に設置する案内用視覚表示設備のこと。歩行者用の一般的なサインは、「案内地図サイン」、「誘導サイン」、「位置サイン」、「規制サイン」、「説明サイン」に分類することができる。
シームレス	機能やサービスがよく連携していて（一貫性があり）利用者にとって快適であるさま。

視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される線状、点状の突起をもった床材等のこと。
JIS (=Japanese Industrial Standards)	日本産業規格(日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格)のこと。標準化の意義は、自由に放置すれば、多様化・複雑化・無秩序化してしまうモノやコトについて、公正性の確保や、安全や健康の保持などの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」又は「単純化」すること。
準生活関連経路	生活関連経路に準じた整備を行う経路のこと(旧基本構想における調布市独自の設定)。
準生活関連施設	生活関連施設に準じた整備を行う施設のこと(旧基本構想における調布市独自の設定)。
障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定するもの。
障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。
障害の社会モデル	「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。
昇降設備	エレベーター・スロープ等のこと。
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。
正着	高齢者・障害者等がバスに円滑に乗降できるように、バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
その他の飛行場	公共の用に供する飛行場のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」および「公共用ヘリポート」を除く空港のこと。
ソフト	考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対してハードは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

た 行

用語	意味
段鼻	階段の段板(踏み板)の先端部分のこと。

特定事業	移動等の円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。
特定事業計画	移動等円滑化基本構想に定められた事業に基づき、各施設設置管理者等がその事業を実施するために具体的な事業内容や計画期間等を定めた計画のこと。
特定道路	生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設又は改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）又は地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。
特定旅客施設	旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの。
都市計画道路	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保のため、都市計画法に基づき定める都市施設のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な 行

用語	意味
ネットワーク経路	旧基本構想において、地区の横断的な歩行空間ネットワークとしてできる限りバリアフリー化を実施する経路のこと（調布市独自の設定）。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方のこと。
ノンステップバス	車両内で階段がないバスのこと。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

は 行

用語	意味
ハード	道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対してソフトは考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。

バス接近表示システム	バスがいくつ手前のバス停留所まで到着したかを知らせる装置のこと。
パブリック・コメント手続	市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等の策定等に当たり、当該政策等の策定等をする前の適切な時期に政策等の案等を公表し、市民が意見を提出する機会を保障するとともに、提出された意見を十分に考慮して政策等の策定等を行い、提出された意見や意見に対する実施機関の考え方などを公表する一連の手続のこと。
バリアフリー	高齢者、障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方のこと。
バリアフリー経路	旧基本構想において、都市計画道路や生活道路の整備にあわせて道路移動円滑化基準等に適合した事業を実施する経路のこと（調布市独自の設定）。
ハートフルアドバイザー	高齢者や障害者に対して接客サービスを提供するために必要な知識・技術として、接客サービス事業者に与えられる、厚生労働省認定の資格のこと。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からない方がいる。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、東京都が平成 24 年に作成したマークのこと。
ボラード	歩道や建築物の出入口などに、車両の進入抑止や交通流の整流化等の目的で設置される杭のこと。
ホームドア	プラットフォーム縁端部に設けた壁とドアにより、プラットフォームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備のこと。プラットフォームからの転落、列車との接触、線路内への侵入の防止に効果がある。

や 行

用語	意味
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。
ユニバーサルデザインタクシー	健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシーのこと。

ら 行

用語	意味
連続立体交差事業	道路と鉄道の平面交差を立体化することにより、踏切をなくし、交通の円滑化と安全性を向上させることを目指すもの。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって不特定多数の人が利用できる駐車場のこと。
路側帯	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの。

わ 行

用語	意味
ワンステップバス	車両乗降部で一段段差があるバスのこと。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

登録番号
(刊行物番号)

〇〇〇〇-〇〇

調布市バリアフリーマスタープラン ～移動等円滑化促進方針～

令和4年3月

編集・発行 調布市 都市整備部 交通対策課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

電話:042-481-7454

FAX:042-481-6800

